

(証券コード3708)

平成22年6月8日

株 主 各 位

静岡県島田市向島町4379番地

特種東海ホールディングス株式会社

代表取締役社長 三 澤 清 利

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月23日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成22年6月24日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9
静岡音楽館A O I 7階講堂
(詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第3期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第3期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.tt-paper.co.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、特種製紙株式会社と東海パルプ株式会社との経営統合により平成19年4月2日に共同持株会社として設立いたしました。統合から3年が経過し、更なるシナジー効果の発揮、経営の効率化を実現するため、平成22年4月1日に、当社完全子会社である特種製紙株式会社と東海パルプ株式会社を吸収合併しました。

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出産業を中心に一部では持ち直しの兆しが見られるものの、米国発の金融危機に端を発した景気後退局面から脱しきれず、設備投資の抑制や雇用情勢の悪化が継続するなど、依然として先行きは不透明な状況で推移しました。

紙パルプ業界におきましても、国内景気の低迷を背景に、紙需要は依然低調に推移しており、減産を継続するなど、経営環境は厳しい状況となりました。

このような状況の中、当社グループは、原価低減活動や固定費削減、生産効率の改善などを推進し、収益の確保に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は78,063百万円（前期比8.3%減）、利益面では、労務費を含む各種経費の削減に加えて、生産効率の改善効果もあり、営業利益は4,331百万円（前期比587.9%増）、経常利益は4,012百万円（前期は183百万円の経常利益）、当期純利益は1,792百万円（前期は119百万円の当期純利益）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。なお、事業のセグメントごとの業績には、セグメント間の売上は含まれておりません。

【製紙事業】

産業用紙では、主力製品である段ボール原紙とクラフト紙は、景気低迷に伴う需要減少により、販売数量・金額ともに前期を下回りました。

特殊紙では、特殊印刷用紙につきましては、主力製品であるファンシーペーパーと高級印刷用紙が厳しい経済状況の影響を受けて、販売数量・金額ともに前期を下回りました。特殊機能紙につきましては、自動車・電機業界向けの販売が回復基調に転じ、また、医療業界向けの販売も堅調に推移したことから、販売数量・金額ともに前期を上回りました。

家庭紙では、トイレットペーパーが販売数量・金額ともに前期を下回りました。

この結果、売上高は61,435百万円（前期比9.1%減）、営業利益は3,862百万円（前期は6百万円の営業損失）となりました。

【加工事業】

加工品の主力製品であるペーパータオルでは、販売数量は前期を上回りましたが、価格競争の激化や小サイズ・薄物化の進行等が収益に影響し、増収減益となりました。

ラミネート加工事業では、昨年来の景気後退に伴う需要減少の影響から若干の減収となったものの、収益面では原材料価格が安定的に推移したことなどにより、増益となりました。

段ボール事業では、景気低迷による需要減退により、販売数量が前期を下回りました。

この結果、売上高は14,264百万円（前期比4.0%減）、営業利益は306百万円（前期比21.1%減）となりました。

【環境事業】

燃料販売事業では、サーマルリサイクル燃料の製造・販売に加えて、マテリアルリサイクル事業にも注力し、更なる資源の有効利用に取り組んでおります。

土木・造園事業につきましては、公共事業投資の抑制が依然として続いており、厳しい状況で推移しました。

この結果、売上高は2,364百万円（前期比10.4%減）、営業利益は46百万円（前期比34.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4,442百万円で、その主なものは次のとおりであります。

・当連結会計年度中に完成した主要設備

製紙事業	東海パルプ(株)島田工場	バイオマスボイラ	水管更新工事	320百万円
製紙事業	特種製紙(株)三島工場	14号抄紙機	計装機器更新	211百万円
製紙事業	特種製紙(株)三島工場	13号抄紙機	計装機器更新	181百万円
製紙事業	特種製紙(株)三島工場	14号抄紙機	駆動装置更新	159百万円
製紙事業	東海パルプ(株)島田工場	パルプ製造工程	受変電設備 第二期工事	103百万円

③ 資金調達の状況

該当ありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当ありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当ありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当ありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当ありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第1期 (平成20年3月期)	第2期 (平成21年3月期)	第3期 (当連結会計年度) (平成22年3月期)
売 上 高(百万円)	87,332	85,117	78,063
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△851	119	1,792
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△5.36	0.74	11.26
総 資 産(百万円)	136,311	133,116	131,355
純 資 産(百万円)	61,985	58,431	59,978
1株当たり純資産額(円)	379.53	365.67	375.02

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東海パルプ株式会社	6,572百万円	100%	紙・パルプの製造、加工、販売
特種製紙株式会社	6,867	100	特殊印刷用紙・特殊機能紙の製造、加工並びに販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成22年度を最終年度とする中期3ヵ年経営計画を受け、売上高850億円以上、売上高経常利益率3.5%を目標として掲げておりましたが、利益重視の姿勢を一層強固にする為、売上高800億円以上、売上高経常利益率5.0%以上に修正しております。これらの目標の実現に向け、収益性と効率性を追求した経営を行うことで、安定した事業基盤を確立してまいります。

① コンプライアンスの徹底

当社は、常に法令遵守を念頭に置き、グループの企業価値増大に向けた健全な経営管理を行うとともに、株主・取引先・従業員・地域社会などのステークホルダーから信頼、支持され続ける企業であるため、迅速性、効率性、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立とその強化、充実に努めてまいります。また、社内外の委員で構成されたグループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会を設置し、グループ内の状況把握、体制の強化を行っております。

② 統合シナジーの追求

当社は、更なるシナジー効果の発揮、経営の効率化を実現するため、当社の完全子会社である特種製紙株式会社及び東海パルプ株式会社を平成22年4月1日付で吸収合併いたしました。これに伴い、「産業素材事業グループ」「特殊素材事業グループ」「生活商品事業グループ」の3事業グループ体制を採用し、事業環境の急速な変化に対し機動的に対応するとともに、引き続き、統合シナジーの最大化を図ってまいります。

③ 関係会社の再編

環境変化が激しい中、これまでの発想にとらわれることなく、「経営資源の有効活用」と「事業の選択と集中」とを進めるべく機動的な見直しを行ってまいります。また、グループ全体での経営合理化により企業価値の最大化を実現できる組織体制の構築を目指してまいります。

④ 他社連携の深化

既に公表済みの同業他社との連携につきましては、経営効率化のみならず、ユーザーニーズへの的確な対応や環境変化へのスピーディなアクションを行うことで、双方の企業価値の向上とともに株主価値の最大化を目指してまいります。製品開発の強化、生産体制の再構築、販売機能の強化などそれぞれの課題に向け、一層の深化を図ってまいります。

⑤ 開発力の強化

多様化する社会ニーズと変化する原燃料諸資材情勢など、製紙業界を取り巻く環境は大きな変化の中にあり、これまでもましてユーザーニーズの変化を的確に捉えた製品開発を行うことが必要になっております。特種製紙株式会社が持つ染色や機能紙の開発技術と東海パルプ株式会社が持つ古紙処理などのリサイクル技術などを融合することで、更なる技術開発力の強化に取り組んでまいります。

⑥ 環境への配慮

これまでも循環型産業として古紙のリサイクルやバイオマスエネルギーの積極的活用などに取り組んでまいりました。今後につきましても、これまでの継続してきた環境保全活動を更に発展させてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループは、製紙事業、加工事業及び環境事業を行っておりますが、各事業の内容は次のとおりであります。

① 製紙事業

東海パルプ株式会社、特種製紙株式会社、明治製紙株式会社、特種メーテル株式会社が紙・パルプの製造、販売を行っており、販売については一部、特種紙商事株式会社を通じて行っております。また、株式会社テクノサポートが製紙設備の保安全管理及び紙製品の輸送・保管などを、株式会社リソース東海が原材料などの供給を、特種ロジスティクス株式会社が製品を保管する倉庫業を、静岡物流株式会社が製品等の輸送を行っております。

なお、連結子会社である株式会社テック東海は、平成22年1月1日に連結子会社である東海物流システム株式会社を吸収合併し、同日付けで社名を株式会社テクノサポートに変更しております。また、連結子会社である特種ロジスティクス株式会社は、平成22年4月1日に非連結子会社である静岡物流株式会社を吸収合併し、同日付けで社名を静岡ロジスティクス株式会社に変更しております。

② 加工事業

東海加工紙株式会社、大一コンテナ株式会社他関連会社3社が紙の加工・販売を行っております。

なお、持分法非適用の関連会社であった株式会社アテネ・ペーパーサプライは、株式の売却により関連会社から外れております。

③ 環境事業

東海パルプ株式会社が電力販売を、株式会社東海フォレストが土木・造園工事及び山林事業を、株式会社レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売などを行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成22年3月31日現在）

当 社	本社：東京都中央区、本店：静岡県島田市
東海パルプ株式会社	本社：東京都中央区、営業本部：東京都中央区、大阪営業所：大阪府大阪市中央区、名古屋営業所：愛知県名古屋市中区、静岡営業所：静岡県島田市、工場：静岡県島田市
特種製紙株式会社	東京本社：東京都中央区、営業開発本部：東京都中央区、岐阜営業所：岐阜県岐阜市、三島工場：静岡県駿東郡長泉町、岐阜工場：岐阜県岐阜市

(7) 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
製紙事業	1,242名	△69名
加工事業	240	△4
環境事業	93	△3
全社	79	27
合計	1,654	△49

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
79名	27名	40.2歳	13.5年

(注) 1 使用人数は就業員数であります。

2 平均勤続年数は、当社社会の東海パルプ㈱又は特種製紙㈱からの通算年数となっております。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	15,745百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,965
農林中央金庫	3,339

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 当社による特種製紙株式会社及び東海パルプ株式会社の吸収合併

当社と当社の完全子会社である特種製紙株式会社及び東海パルプ株式会社は、平成21年11月27日に締結した合併契約書に基づき、平成22年4月1日付で合併しております。

② 連結子会社の合併

連結子会社である株式会社テック東海は、平成22年1月1日に連結子会社である東海物流システム株式会社を吸収合併し、同日付けで社名を株式会社テクノサポートに変更しました。また、連結子会社である特種ロジスティクス株式会社は、平成22年4月1日に非連結子会社である静岡物流株式会社を吸収合併し、同日付けで社名を静岡ロジスティクス株式会社に変更しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成22年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 450,000,000株
- ② 発行済株式の総数 163,297,510株
- ③ 株主数 7,989名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 商 事 株 式 会 社	13,800千株	8.65%
株 式 会 社 静 岡 銀 行	7,199	4.51
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	6,915	4.34
中 央 建 物 株 式 会 社	5,501	3.45
日清紡ホールディングス株式会社	5,200	3.26
新生紙パルプ商事株式会社	5,031	3.15
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,642	2.91
株 式 会 社 十 六 銀 行	4,258	2.67
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	3,901	2.45
東海パルプ取引先持株会	3,110	1.95

(注) 持株比率は自己株式 (3,810,708株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・ 新株予約権の数

427個

- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 427,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)

- ・ 新株予約権の区分別保有状況

区 分	取締役 (うち社外取締役)		監査役		子会社取締役		子会社監査役	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
2008年度 第1回 新株予約権	7名 (1名)	145個 (9個)	4名	31個	—	—	—	—
2008年度 第2回 新株予約権	—	—	—	—	3名	59個	—	—
2009年度 第1回 新株予約権	10名 (1名)	152個 (7個)	4名	20個	—	—	—	—
2009年度 第2回 新株予約権	—	—	—	—	1名	13個	1名	7個

(注) 1 新株予約権の行使価額は、1株当たり1円であります。

2 新株予約権の行使期間は、以下のとおりであります。

2008年度第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

平成20年7月29日から平成40年7月28日まで

2008年度第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

平成20年7月29日から平成40年7月28日まで

2009年度第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

平成21年8月13日から平成41年8月12日まで

2009年度第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

平成21年8月13日から平成41年8月12日まで

② 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成22年3月31日現在）

平成21年7月24日開催の取締役会決議による新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数
172個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 172,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 217,000円（1株当たり217円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,000円（1株当たり1円）
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入れ額
1株当たりの発行価額 218円
1株当たりの資本組入れ額 109円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年8月13日から平成41年8月12日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役のいずれかの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ・当社役員の新株予約権区分別保有状況

区 分	取締役 (社外取締役)		監査役	
	保有者数	個数	保有者数	個数
2009年度 第1回 新株予約権	10名 (1名)	152個 (7個)	4名	20個

③ 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成21年7月24日開催の取締役会決議による新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数
20個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 20,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 217,000円（1株当たり217円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,000円（1株当たり1円）
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入れ額
1株当たりの発行価額 218円
1株当たりの資本組入れ額 109円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年8月13日から平成41年8月12日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役のいずれかの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ・使用人等の新株予約権区分別交付状況

区分	子会社取締役		子会社監査役		当社使用人		子会社使用人	
	交付者数	個数	交付者数	個数	交付者数	個数	交付者数	個数
2009年度 第2回 新株予約権	1名	13個	1名	7個	—	—	—	—

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	安本昌司	静岡エフエム放送(株) 非常勤取締役
代表取締役社長	三澤清利	特種製紙(株) 代表取締役社長
取締役副社長執行役員	石橋達彦	東海パルプ(株) 代表取締役社長
取締役専務執行役員	三浦凡宗	特種製紙(株) 取締役専務執行役員生産本部長
取締役常務執行役員	高野啓士	事業開発室長
取締役常務執行役員	池谷修	経営戦略担当 兼 資材戦略担当
取締役執行役員	伊藤齊	税理士 財務・IR担当 兼 グループ会社統轄担当
取締役執行役員	梅原淳	特種製紙(株) 取締役常務執行役員技術本部長 (株)大文字洋紙店 非常勤取締役
取締役執行役員	紅林昌巳	東海パルプ(株) 取締役常務執行役員工場長
取締役	石川達紘	弁護士 (株)東横イン 取締役会会長(社外) 東鉄工業(株) 社外監査役 林兼産業(株) 社外取締役 セイコーエプソン(株) 社外監査役
常任監査役 (常勤監査役)	三谷充弘	
常勤監査役	原周司	特種製紙(株) 監査役
監査役	大倉喜彦	中央建物(株) 代表取締役社長 (株)リーガルコーポレーション 社外監査役 (株)ホテルオークラ 社外取締役 (株)ニッピ 社外監査役 (株)ホテルオークラ新潟 社外取締役 西戸崎開発(株) 社外取締役 (財)大倉文化財団 理事・評議員
監査役	志賀こず江	弁護士 日本興亜損害保険(株) 社外監査役 FXプライム(株) 社外監査役 (株)東横イン 社外取締役

- (注) 1 取締役石川達紘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は取締役石川達紘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 2 監査役大倉喜彦氏及び監査役志賀こず江氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は監査役大倉喜彦氏及び監査役志賀こず江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 常任監査役（常勤監査役）三谷充弘氏は、金融機関の調査・審査部門における長年の経験があり、また、当社及び当社子会社において財務部門の経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 平成21年6月23日開催の第2回定時株主総会において、三浦凡宗氏、梅原淳氏及び紅林昌巳氏が取締役に、また三谷充弘氏が監査役に選任され就任いたしました。
- 5 常勤監査役原周司氏は、平成22年3月31日付で辞任により退任しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
河 合 晃 一	平成21年6月23日	任期満了	取締役
宮 澤 均	平成21年6月23日	辞 任	常勤監査役
原 周 司	平成22年3月31日	辞 任	常勤監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	179百万円 (11百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	30百万円 (10百万円)
合 計 (うち社外役員)	16名 (4名)	210百万円 (22百万円)

- (注) 1 上記には、平成21年6月23日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
- 2 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 3 報酬等のうち、新株予約権に関する報酬等は以下のとおりであります。
- ・取締役：10名分32百万円（うち社外取締役1名分1百万円）
 - ・監査役：4名分4百万円（うち社外監査役2名分0百万円）
 - ・合計：14名分37百万円
- 4 取締役及び監査役の報酬限度額は以下のとおりであります。

区 分	株主総会で定められた報酬限度額	
取 締 役	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額450百万円 年額 75百万円
監 査 役	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額 50百万円 年額 10百万円
合 計	年額報酬等 新株予約権に関する報酬等	年額500百万円 年額 85百万円

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成20年6月26日開催の第1回定時株主総会決議に基づき、平成21年6月23日開催の第2回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

なお、平成20年5月26日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を、第1回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。同総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを同総会において決議しております。

- ・取締役1名1百万円
- ・監査役1名1百万円

(各金額には、上記イ. 及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額のうち、取締役分1百万円、監査役分1百万円が含まれております。)

ハ. 社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する当社の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役石川達紘氏は、株式会社東横インの取締役会会長（社外）、東鉄工業株式会社の社外監査役、林兼産業株式会社の社外取締役及びセイコーエプソン株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役大倉喜彦氏は、中央建物株式会社の代表取締役社長、株式会社リーガルコーポレーションの社外監査役、株式会社ホテルオークラの社外取締役、株式会社ニッピの社外監査役、株式会社ホテルオークラ新潟の社外取締役、西戸崎開発株式会社の社外取締役及び財団法人大倉文化財団の理事・評議員を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役志賀こず江氏は、日本興亜損害保険株式会社の社外監査役、FXプライム株式会社の社外監査役及び株式会社東横インの社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 石 川 達 紘	当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回に出席いたしました。主に法律家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 大 倉 喜 彦	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、監査役会11回のうち10回に出席いたしました。企業経営者及び多数の社外役員としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。 また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 志 賀 こ ず 江	当事業年度に開催された取締役会16回すべて、監査役会11回すべてに出席いたしました。主に法律家としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、コンプライアンスに関する意見等適宜、必要な発言を行っております。 また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 あずさ監査法人
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	97

- (注) 1 当社の子会社につきましても、あずさ監査法人が会計監査人となっております。
2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 当社は、取締役及び使用人等が、経営理念、法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として、「特種東海ホールディングスグループ企業行動規範」を定める。
- ② 取締役は、継続的なコンプライアンス教育の実施等により、使用人に対し、法令、定款及び「特種東海ホールディングスグループ企業行動規範」その他コンプライアンス体制にかかる社内規程の遵守を徹底させる。
- ③ コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社外役員を中心として構成されるコンプライアンス委員会を設置する。
- ④ これらの推進については、「経営戦略室」において実施する。また、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する「監査室」を設置し、「監査室」は、コンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリングを実施するとともに、その結果を「取締役会」及び「監査役会」に報告することにより内部統制推進を図る。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、取締役会の議事録、稟議書、契約書等の作成・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づき、取締役会がグループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、全体のリスクを網羅的・総合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとの管理運営は、主管部門を定め、主管部門の指示によりグループ各社における担当部門が行う。
- ② リスクカテゴリーごとの責任者（部署）は、該当リスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、リスクが発生した場合の対処方法等の体制整備を行う。
- ③ 監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば、監査方法の改訂を行う。
- ④ 監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その危険内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑤ 経営に大きな影響を与える危機が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ② また、「室長連絡会」を開催し、室ごとの取組み状況の点検、問題点についての対応を実施する。

(5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 当社グループに共通の「特種東海ホールディングスグループ行動規範」を定め、グループの取締役・従業員一体となった遵法意識の醸成を図る。
- ② 当社は、子会社に法令及び定款を遵守した会社経営を行うことを定めた「グループ会社管理規程」に従い、子会社の適切な経営管理を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第100条第3項第2号)

- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を業務執行部門と兼務で置き、監査役が監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ② 当該職員が監査役の指揮により監査業務に従事している場合、その監査業務に関して取締役及び所属長等の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 当該職員の人事異動は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとする。
- ② 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、主要な協議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ① 代表取締役と監査役は定期的に会議を開催し、代表取締役の経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備、監査上の課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に当社の会計監査人と意見交換を行う。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	44,316	流 動 負 債	51,697
現金及び預金	10,118	支払手形及び買掛金	12,479
受取手形及び売掛金	22,831	短期借入金	27,121
商品及び製品	5,790	1年以内に返済予定の長期借入金	6,064
仕掛品	487	未払法人税等	671
原材料及び貯蔵品	3,573	賞与引当金	367
繰延税金資産	1,133	修繕引当金	274
その他	418	その他	4,719
貸倒引当金	△36	固 定 負 債	19,679
固 定 資 産	87,038	長期借入金	17,515
有 形 固 定 資 産	71,195	繰延税金負債	646
建物及び構築物	18,793	退職給付引当金	1,022
機械装置及び運搬具	37,598	役員退職慰労引当金	70
土地	12,996	環境対策引当金	272
建設仮勘定	657	その他	152
その他	1,149	負 債 合 計	71,377
無 形 固 定 資 産	1,007	純 資 産 の 部	
のれん	766	株 主 資 本	59,201
その他	241	資 本 金	11,485
投 資 其 他 の 資 産	14,836	資 本 剰 余 金	14,481
投資有価証券	12,748	利 益 剰 余 金	34,381
繰延税金資産	645	自 己 株 式	△1,146
その他	1,570	評 価 ・ 換 算 差 額 等	499
貸倒引当金	△128	その他有価証券評価差額金	508
資 産 合 計	131,355	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△8
		新 株 予 約 権	79
		少 数 株 主 持 分	197
		純 資 産 合 計	59,978
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	131,355

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		78,063
売 上 原 価		61,365
売 上 総 利 益		16,698
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,367
営 業 利 益		4,331
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	288	
そ の 他	363	655
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	707	
そ の 他	266	974
経 常 利 益		4,012
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	157	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7	
過 年 度 除 却 費 用 戻 入 益	36	201
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	88	
固 定 資 産 除 却 損	112	
減 損 損 失	72	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	733	
そ の 他	73	1,080
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,133
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	713	
法 人 税 等 調 整 額	638	1,352
少 数 株 主 損 失		△11
当 期 純 利 益		1,792

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年3月31日残高	11,485	14,483	33,546	△1,151	58,364
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△956		△956
当期純利益			1,792		1,792
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△2		6	4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△2	835	5	837
平成22年3月31日残高	11,485	14,481	34,381	△1,146	59,201

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計			
平成21年3月31日残高	△149	△8	△158	41	184	58,431
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△956
当期純利益						1,792
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	658	△0	657	37	13	709
連結会計年度中の変動額合計	658	△0	657	37	13	1,546
平成22年3月31日残高	508	△8	499	79	197	59,978

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 12社
会社の名称 東海パルプ(株)、特種製紙(株)、(株)東海フォレスト、(株)テクノサポート、(株)レックス、東海加工紙(株)、明治製紙(株)、(株)リソース東海、大一コンテナ(株)、特種ロジスティクス(株)、特種メーテル(株)、特種紙商事(株)
なお、連結子会社である(株)テック東海は、平成22年1月1日に連結子会社である東海物流システム(株)を吸収合併し、同日付けで社名を(株)テクノサポートに変更しております。
- (2) 非連結子会社の数 1社
会社の名称 静岡物流(株)
- (3) 連結の範囲から除外した理由
静岡物流(株)は、小規模であり、総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社の数、関連会社の数及び適用しない理由
持分法を適用していない非連結子会社1社（静岡物流(株)）及び関連会社3社（(株)タカオカ、(株)ダイヤ、(有)渡辺紙工）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。
なお、持分法非適用の関連会社であった(株)アテネ・ペーパーサプライは、株式の売却により関連会社から外れております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

- | | | |
|---|--------|---|
| ② | デリバティブ | 時価法 |
| ③ | たな卸資産 | 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

(2) 重要な固定資産の減価償却方法

減価償却は以下の方法を採用しております。

- | | | | | | |
|----------------------|---|---------|-------|-----------|-------|
| 有形固定資産
(リース資産を除く) | 機械装置については、特殊紙に関する設備は定率法、
その他は定額法
その他の有形固定資産は定率法
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
主な耐用年数は次のとおりです。
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>6～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> | 建物及び構築物 | 6～50年 | 機械装置及び運搬具 | 3～15年 |
| 建物及び構築物 | 6～50年 | | | | |
| 機械装置及び運搬具 | 3～15年 | | | | |

- | | |
|----------------------|--|
| 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。 |
|----------------------|--|

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 |
| 修繕引当金 | 一部の連結子会社は、定期修繕費用の支出に備えるため、発生費用見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき費用を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で発生時の翌連結会計年度から定額法により費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で定額法により費用処理しております。 |

(会社方針の変更)

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

環境対策引当金

一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社は、ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の方法等は以下のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…1年以内に購入取引が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、外貨建金銭債権債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、個別案件ごと判断し、20年以内の合理的な年数で規則的に償却しております。

7. 会計方針の変更

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

一部の連結子会社は、請負工事に係る収益の計上基準について、従来、請負金額50百万円超かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これによる売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	5,975	(5,849)百万円
機械装置	27,952	(27,952)
土地	3,348	(1,998)
その他	1	(—)
計	37,278	(35,800)

()内の金額(内数)は工場財団抵当資産を示しております。

担保に係る債務

短期借入金	57	(—)百万円
1年以内に返済予定の長期借入金	1,865	(1,856)
長期借入金	4,000	(3,346)
計	5,923	(5,203)

()内の金額(内数)は工場財団抵当資産によって担保されている債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

144,124百万円

3. 保証債務

日伯紙パルプ資源開発株 18,241百万円
提携住宅ローン 1百万円
日伯紙パルプ資源開発株への保証は、他社負担額を含めた連帯保証の総額であり、当社グループの負担額は172百万円です。

4. 受取手形割引高

704百万円

5. シンジケート方式タームローン契約

一部の連結子会社は、長期借入金のうち設備資金及び運転資金の調達を行うため、取引銀行7行とシンジケート方式によるタームローン契約を締結しており、当連結会計年度末における残高は6,000百万円であります。

上記のタームローン契約について、以下の財務制限条項が付されております。

- (1) 当社は、各年度の決算期及び第2四半期連結会計期間の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期及び第2四半期連結会計期間の末日又は平成20年9月に終了する第2四半期連結会計期間の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持する。
- (2) 当社は、各年度の決算期における単体及び連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しない。

連結損益計算書に関する注記

減損損失の内訳

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県沼津市	紙製造設備	機械装置	29百万円
静岡県駿東郡長泉町	遊休土地	土地	43百万円

当社グループは主として管理会計上の事業所を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また、本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産は共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

認識した減損損失は、当連結会計年度において、設備停止の意思決定及び遊休資産となったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し認識したものであります。当該減損額は、減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該機械装置の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローがマイナスになると見込まれ、かつ正味売却価額もないためゼロとして評価しております。また、当該遊休土地の回収可能価額は、正味売却価額で測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式 普通株式	163,297,510	—	—	163,297,510
合 計	163,297,510	—	—	163,297,510
自己株式 普通株式 (注) 1、2	4,119,141	6,794	24,700	4,101,235
合 計	4,119,141	6,794	24,700	4,101,235

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加6,794株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少24,700株は、単元未満株式の売渡しによる減少1,700株、ストック・オプションの行使による減少23,000株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成20年7月28日	普通株式	235,000株
平成21年7月24日	普通株式	192,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力 発生日
平成21年 6月23日 定時株主総会	普通株式	558	3.5	平成21年 3月31日	平成21年 6月24日
平成21年 11月10日 取締役会	普通株式	398	2.5	平成21年 9月30日	平成21年 12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力 発生日
平成22年 6月24日 定時株主総会 (予定)	普通株式	397	資本剰余金	2.5	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日

金融商品に関する注記

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の短期及び長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (※)	時価 (百万円) (※)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,118	10,118	—
(2) 受取手形及び売掛金	22,831	22,831	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	9,100	9,100	—
(4) 支払手形及び買掛金	(12,479)	(12,479)	—
(5) 短期借入金	(27,121)	(27,121)	—
(6) 長期借入金	(23,579)	(23,523)	△56
(7) デリバティブ取引	(15)	(15)	—

(※) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金は、短期借入金に含めず、長期借入金に含めて表示しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(6)参照)

(注) 2 非上場株式(連結貸借対照表計上額3,568百万円)及び匿名組合出資金(連結貸借対照表計上額79百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

開示対象特別目的会社に関する注記

連結子会社である東海パルプ株式会社(以下、「東海パルプ」という。)は、平成13年に、資金調達の高多様化と財務体質の改善を目的とし、特別目的会社を活用して、不動産の流動化を実施しました。当該流動化において、東海パルプは、不動産を当該特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして、当該特別目的会社が借入れによって調達した資金を、売却代金として受領しました。当社グループが、これまで活用した特別目的会社は、特例有限会社1社のみであります。

東海パルプは、当該特別目的会社と匿名組合契約を締結しており、当該契約による出資金を有しております。東海パルプは、当該出資金を全て回収する予定であり、平成22年3月末現在、将来における損失負担の可能性はないと判断しております。当該匿名組合の平成21年12月末(直近決算)における資産総額は746百万円、負債総額は666百万円であります。なお、東海パルプは、当該匿名組合について、議決権のある出資は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当連結会計年度における、当該匿名組合との取引金額等は、次のとおりであります。

	主な取引の金額又は 連結会計年度末残高	主な損益計上額	
		項目	金額
匿名組合出資金（注） 1	79百万円	配当金	44百万円
配当金に係る未収入金（注） 2	310百万円	—	—
賃借取引（注） 3	—	支払リース料	71百万円

- （注） 1 匿名組合出資金は、当連結会計年度末残高を記載しております。
- 2 配当金に係る未収入金は、配当金の支払い留保に相当するものであります。
- 3 譲渡した不動産について賃借（リースバック）を行っており、当該賃借取引は、通常の賃借取引に係る方法に準じて会計処理されております。なお、当該賃借取引は、解約不能なオペレーティング・リースに該当し、その未経過リース料の金額については、286百万円であります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 375円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 11円26銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 11円23銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	24,952	流動負債	21,033
現金及び預金	140	短期借入金	18,100
前払費用	19	1年以内に返済予定の長期借入金	2,770
繰延税金資産	7	未払金	6
関係会社貸付金	20,870	未払費用	115
関係会社預け金	3,565	未払法人税等	17
その他	350	その他	24
固定資産	60,607	固定負債	8,583
投資その他の資産	60,607	長期借入金	8,567
関係会社株式	51,988	長期未払金	15
関係会社長期貸付金	8,567	負債合計	29,616
繰延税金資産	50	純 資 産 の 部	
資産合計	85,559	株主資本	55,872
		資本金	11,485
		資本剰余金	48,821
		資本準備金	3,985
		その他資本剰余金	44,835
		利益剰余金	△3,386
		その他利益剰余金	△3,386
		繰越利益剰余金	△3,386
		自己株式	△1,047
		評価・換算差額等	△8
		繰延ヘッジ損益	△8
		新株予約権	79
		新株予約権	79
		純資産合計	55,942
負債及び純資産合計	85,559	負債及び純資産合計	85,559

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成21年 4月 1日)
(至 平成22年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		887
営 業 費 用		855
営 業 利 益		32
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	438	
そ の 他	6	444
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	388	
そ の 他	49	438
経 常 利 益		38
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	5,351	5,351
税 引 前 当 期 純 損 失		△5,312
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	39	
法 人 税 等 調 整 額	△16	22
当 期 純 損 失		△5,334

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日)
(至 平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
平成21年3月31日 残高	11,485	3,985	44,838	48,823	2,905	2,905
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△956	△956
当期純損失					△5,334	△5,334
自己株式の取得						
自己株式の処分			△2	△2		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計			△2	△2	△6,291	△6,291
平成22年3月31日 残高	11,485	3,985	44,835	48,821	△3,386	△3,386

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成21年3月31日 残高	△1,052	62,161	△7	△7	41	62,195
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△956				△956
当期純損失		△5,334				△5,334
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	6	4				4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△1	△1	37	36
事業年度中の変動額合計	5	△6,289	△1	△1	37	△6,252
平成22年3月31日 残高	△1,047	55,872	△8	△8	79	55,942

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に関する事項

- 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券 関係会社株式 移動平均法による原価法
 - デリバティブ 時価法
- ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

- 保証債務

東海パルプ(株)	6,000百万円
明治製紙(株)	2,277百万円
- 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものは除く）

短期金銭債権	345百万円
短期金銭債務	50百万円

3. シンジケート方式タームローン契約

東海パルプ(株)は、長期借入金のうち設備資金及び運転資金の調達を行うため、取引銀行7行とシンジケート方式によるタームローン契約を締結しており、当事業年度末における残高は6,000百万円であります。

当社におきましては、上記のタームローン契約について、以下の財務制限条項が付されております。

- 当社は、各年度の決算期及び第2四半期連結会計期間の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期及び第2四半期連結会計期間の末日又は平成20年9月に終了する第2四半期連結会計期間の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持する。
- 当社は、各年度の決算期における単体及び連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しない。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	
営業収益	887百万円
営業費用	81百万円
営業取引以外の取引高	481百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数	
普通株式	3,810,708株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	4百万円
未払事業税	1百万円
減価償却費損金算入限度超過額	4百万円
株式報酬費用	32百万円
繰延ヘッジ損益	6百万円
長期未払金	6百万円
その他	1百万円
繰延税金資産合計	58百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

種類	会社等の名称・所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	東海パルプ㈱ 静岡県島田市	6,572	紙・パルプの製造・加工・販売	所有直接100.0	経営指導資金の援助 債務保証 債務被保証 役員の兼任 2名	経営指導(注)1	532	未収入金	71
						資金の預け資金の回収(注)2	500 1,070	関係会社預け金	3,565
						資金の貸付資金の回収(注)2	53,540 51,702	短期貸付金 長期貸付金	20,870 8,567
						受取利息(注)2	435	未収入金	34
						受取保証料(注)2	5	—	—
						債務保証(注)3	6,000	—	—
						債務被保証(注)4	26,557	—	—
支払保証料(注)4	36	—	—						
子会社	特種製紙㈱ 静岡県駿東郡 泉町	6,867	紙の製造・加工・販売	所有直接100.0	経営指導資金の援助 役員の兼任 4名	経営指導(注)1	355	未収入金	47
						資金の回収(注)2	560	—	—
						受取利息(注)2	2	—	—
子会社	明治製紙㈱ 静岡県富士市	400	紙の製造・加工・販売	所有間接82.5	債務保証	債務保証(注)3	2,277	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 経営指導料の取引条件については、一般の取引を参考に決定しております。
- 2 資金の貸付利率及び保証料は市場金利を勘案して利率及び保証料を合理的に決定し、関係会社と覚書を交わした上である一定期間資金を貸し付けております。
- 3 債務保証については、生産設備投資資金及び運転資金として、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。
- 4 債務被保証については、子会社への資金援助のための金融機関からの借入金に対して債務保証を受けたものであります。
- 5 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 350円27銭
2. 1株当たり当期純損失金額(△) △ 33円45銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

(当社による特種製紙株式会社及び東海パルプ株式会社の吸収合併)

当社と当社の完全子会社である特種製紙株式会社(以下「特種製紙」という)及び東海パルプ株式会社(以下「東海パルプ」という)は、平成21年11月27日に締結した合併契約書に基づき、平成22年4月1日付で合併しております。

1. 合併の目的

当社は、特種製紙と東海パルプとの経営統合により平成19年4月2日に共同持株会社として設立いたしました。統合から3年が経過し、更なるシナジー効果の発揮、経営の効率化を実現するため、平成22年4月1日を効力発生日として、当社完全子会社である特種製紙と東海パルプを吸収合併することいたしました。

2. 合併の要旨

(1) 合併期日

平成22年4月1日

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併(簡易合併)方式で、特種製紙及び東海パルプは解散いたします。

(3) 合併比率ならびに合併交付金

当社は、特種製紙及び東海パルプの全株式を所有しているため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株式の発行及び資本金の増加はなく、合併交付金の支払も行われません。

3. 引継資産・負債の状況

当社は、吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社である特種製紙及び東海パルプからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたします。

4. 合併当事会社の概要（平成22年3月31日現在）

	存続会社	消滅会社	消滅会社
(1) 商号	特種東海ホールディングス株式会社	特種製紙株式会社	東海パルプ株式会社
(2) 事業内容	傘下子会社及びグループの経営管理並びにそれに付随する業務	特殊印刷用紙・特殊機能紙の製造、加工、販売	紙・パルプの製造、加工、販売
(3) 設立年月日	平成19年4月2日	大正15年11月21日	明治40年12月5日
(4) 本店所在地	静岡県島田市 向島町4379 番地	静岡県駿東郡長泉町 本宿501 番地	静岡県島田市 向島町4379 番地
(5) 代表者	代表取締役社長 三澤 清利	代表取締役社長 三澤 清利	代表取締役社長 石橋 達彦
(6) 資本金	11,485 百万円	6,867 百万円	6,572 百万円
(7) 発行済株式数	163,297,510 株	50,911,917 株	65,819,894 株
(8) 決算期	3月31日	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	三菱商事(株) 8.45% (株)静岡銀行 4.41% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 4.23% 中央建物(株) 3.37% 日清紡ホールディングス(株) 3.18%	特種東海ホールディングス(株) 100%	特種東海ホールディングス(株) 100%
(10) 純資産	55,942 百万円	37,163 百万円	15,321 百万円
(11) 総資産	85,559 百万円	45,916 百万円	76,792 百万円
(12) 1株当たり純資産	350円27銭	729円96銭	232円78銭

5. 実施した会計処理の概要

上記取引は、「企業結合に係る会計基準」に定める共通支配下の取引等に該当いたします。当社が吸収合併消滅会社から受け入れた資産と負債の差額のうち株主資本の額と、当社が合併直前に保有していた吸収合併消滅会社株式の帳簿価額との差額5,351百万円を「関係会社株式評価損」として、平成22年3月期決算において、特別損失に計上しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年5月17日

特種東海ホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	富 永 貴 雄 ㊟
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	春 山 直 輝 ㊟
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	高 尾 英 明 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、特種東海ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月17日

特種東海ホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	富 永 貴 雄 ㊟
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	春 山 直 輝 ㊟
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	高 尾 英 明 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、特種東海ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は完全子会社である特種製紙株式会社及び東海パルプ株式会社と平成22年4月1日付で合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. なお、原周司氏は平成22年3月31日に一身上の都合により監査役を辞任しています。

平成22年5月25日

特種東海ホールディングス株式会社 監査役会
常任監査役（常勤監査役） 三谷 充 弘 ㊟
監査役（社外監査役） 大倉 喜彦 ㊟
監査役（社外監査役） 志賀 こそ江 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続して実施することを、経営の基本に据えております。併せて、大きな変革が進む当業界にあって、企業価値をより一層高めるために、将来の事業展開に備えた内部留保も重要課題と位置付け、バランスの取れた利益配分を志向してまいります。

当期につきましては、平成22年4月1日をもって、完全子会社である特種製紙株式会社及び東海パルプ株式会社を吸収合併したことにより、合併効力発生日（平成22年4月1日）に上記2被合併会社から受け入れる株主資本の額と、当社が所有する両社株式の帳簿価額との差額を当期において「関係会社株式評価損」として特別損失に計上いたしました。この特別損失（関係会社株式評価損）5,351百万円を計上したことに伴い、当期純損失が5,334百万円となりましたが、中間配当金2円50銭と合わせて1株当たり年5円の配当をお支払する予定であります。

当社は平成19年4月に持株会社として設立されました。この持株会社設立時における会計処理として、「企業結合に係る会計基準」に基づき、特種製紙株式会社及び東海パルプ株式会社の利益剰余金を当社の資本金及び資本剰余金に振り替えておりました。このため、税務上の利益剰余金の扱いとなるものの多くが資本剰余金に積みあがっております。

したがって、このたびの期末配当はその他資本剰余金を原資としてお支払する予定です。

つきましては、当事業年度の期末配当につきまして、次のとおりにいたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭 総額397,990,688円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月25日

2. その他の剰余金の処分に關する事項

前記、特別損失の計上に伴う繰越利益剰余金の欠損を填補することを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替をいたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,386,587,736円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,386,587,736円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、平成22年4月1日に特種製紙株式会社と東海パルプ株式会社を吸収合併することにより持株会社から事業会社へ変更しました。これに伴い、主要事業である製紙事業の更なる飛躍と認知度向上のため、当社の商号を、平成22年7月1日をもって「特種東海ホールディングス株式会社」から「特種東海製紙株式会社」に変更すべく、現行定款第1条の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものであります。なお、当社は既に通称として「特種東海製紙」を使用しております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>特種東海ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Tokushu Tokai Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。 第2条～第45条 (条文省略) (新設)	(商号) 第1条 当社は、 <u>特種東海製紙株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.</u> と表示する。 第2条～第45条 (現行どおり) 附則 第1条 <u>本則第1条(商号)の変更は、平成22年7月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、今後の取締役会において機動的に意思決定が行えるよう取締役に1名減員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	三澤清利 (昭和23年9月29日生)	昭和46年 3月 特種製紙㈱入社 平成 5年 5月 同 管理本部総務部長兼岐阜工場 総務部長 平成12年 6月 同 取締役、社長室長 平成13年 6月 同 取締役、社長室統轄兼営業技 術総本部副総本部長 平成15年 6月 同 常務取締役、総合企画本部長 兼東京支店長兼報酬委員会委員 平成16年 4月 同 代表取締役社長、取締役会議 長兼報酬委員会委員兼指名委員会 委員 平成19年 4月 当社代表取締役副社長 平成19年 6月 特種製紙㈱代表取締役社長、取締 役会議長兼本部長会議長 平成21年 4月 当社代表取締役社長（現職）	63,790株
2	石橋達彦 (昭和30年2月4日生)	昭和55年 4月 東海バルブ㈱入社 平成16年 4月 同 企画部長 平成18年 4月 同 執行役員、企画管理本部長代 理兼企画部長 平成18年 6月 同 取締役兼執行役員、企画管理 本部長代理兼企画部長 平成19年 4月 当社経営戦略室長 東海バルブ㈱取締役兼執行役員 平成20年 6月 当社取締役、経営戦略室長 東海バルブ㈱取締役兼常務執行役 員 平成21年 6月 当社取締役副社長執行役員 東海バルブ㈱代表取締役社長 平成22年 4月 当社取締役、生活商品事業グルー プ長（現職）	12,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	三 浦 凡 宗 (昭和24年2月11日生)	昭和46年 3月 特種製紙(株)入社 平成 5年 1月 同 三島工場第二製造部長 平成13年 4月 同 営業技術総本部第二営業本部長 平成14年 6月 同 取締役、営業技術本部第三営業本部長兼総合技術研究所長 平成16年 4月 同 常務取締役、東京支店長兼報酬委員会委員兼指名委員会委員 平成17年 6月 同 専務取締役、生産・技術統轄兼報酬委員会委員兼指名委員会委員 平成18年 3月 同 専務取締役専務執行役員、指名委員会委員 平成19年 4月 当社取締役 特種製紙(株)専務取締役専務執行役員、社長補佐兼技術統轄 平成20年 4月 特種製紙(株)専務取締役専務執行役員、生産本部長 平成20年 6月 同 取締役専務執行役員、生産本部長 平成21年 6月 当社取締役専務執行役員 平成22年 4月 当社取締役、技術開発統轄(現職)	48,870株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	三宅 博 (昭和24年8月4日生)	昭和48年 4月 三菱商事(株)入社 平成12年10月 同 紙・包装資材部長 平成13年 4月 同 資材本部副本部長 平成15年 4月 同 関西支社副支社長 平成17年 4月 同 理事、独国三菱商事社長、欧州 ブロック統括補佐、独国三菱商事 ベルリン支店長兼独国三菱商事ハ ンブルグ支店長 平成21年 4月 同 資材本部付 平成21年 5月 東海バルブ(株)営業本部長付顧問 平成21年 6月 当社常務執行役員 東海バルブ(株)取締役常務執行役員 営業本部長 平成22年 4月 当社産業素材事業グループ長(現 職)	1,000株
5	池谷 修 (昭和27年3月2日生)	昭和49年 4月 東海バルブ(株)入社 平成11年 1月 同 生産管理部長兼環境保全室長 平成15年 4月 同 工場長代理兼生産管理部長兼 環境保全部担当 平成16年 7月 同 執行役員、特殊紙事業部長 代理 平成18年 4月 同 執行役員、特殊紙事業部長 平成18年 6月 同 取締役兼執行役員、特殊紙事 業部長 平成19年 4月 同 取締役兼執行役員、工場長代 理兼生産管理部長 平成20年 4月 当社資材戦略室長 東海バルブ(株)取締役兼執行役員 平成20年 6月 当社取締役、資材戦略室長 東海バルブ(株)取締役兼常務執行役 員 平成21年 6月 当社取締役常務執行役員、経営戦 略担当兼資材戦略担当 平成22年 4月 当社取締役、社長室長(島田地域 渉外担当)(現職)	12,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	梅 原 淳 (昭和27年1月17日生)	昭和50年 3月 特種製紙(株)入社 平成13年 4月 同 施設部長 平成15年 4月 同 三島工場理事・工場次長兼施設部長 平成15年12月 同 理事、三島工場副工場長兼施設部長 平成16年 4月 同 技術開発本部理事・部長兼施設部長 平成16年 6月 同 執行役員、技術開発本部長兼施設部長 平成18年 3月 同 執行役員、品質保証センター長兼生産会議議長 平成19年 4月 同 執行役員、生産本部長 平成19年 6月 同 取締役、生産本部長 平成20年 4月 同 取締役、技術本部長 平成20年 6月 同 取締役常務執行役員、技術本部長 平成21年 6月 当社取締役執行役員 特種製紙(株)取締役常務執行役員 技術本部長 平成22年 4月 当社取締役、特殊素材事業グループ長 (現職) (重要な兼職の状況) (株)大文字洋紙店非常勤取締役	15,190株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	関 根 常 夫 (昭和31年11月5日生)	昭和54年 4月 ㈱三菱銀行入行 昭和62年10月 同 ブラッセル支店長代理 平成 6年 7月 同 国際企画部長代理 平成 6年10月 同 マドリッド支店長 平成11年 5月 ㈱東京三菱銀行 開発金融部次長 (航空機Gr担当) 平成16年 5月 同 欧州投資銀行部長 平成18年12月 ㈱三菱東京UFJ銀行ストラクチャー ードファイナンス部長 平成21年 5月 当社経営戦略室長付顧問 平成21年 6月 当社執行役員財務・IR室長 平成22年 4月 当社財務・IR室長 (現職)	—
8	大 島 一 宏 (昭和32年6月8日生)	昭和55年 4月 大倉事業㈱入社 平成 8年 2月 同 秘書課長 平成11年 2月 東海バルブ㈱入社 平成18年 4月 同 総務人事部長代理 平成19年 4月 当社秘書室長 東海バルブ㈱総務人事部長 平成20年 4月 当社総務人事室長 平成21年 6月 当社執行役員経営戦略室長 平成22年 4月 当社社長室企画・調整リーダー (現職)	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
9	石川達紘 (昭和14年4月4日生)	昭和40年 4月 東京地方検察庁検事 平成元年 9月 同 特別捜査部長 平成 5年 4月 同 次席検事 平成 8年 6月 最高検察庁公判部長 平成 9年 2月 東京地方検察庁検事正 平成11年 4月 福岡高等検察庁検事長 平成12年11月 名古屋高等検察庁検事長 平成13年12月 弁護士（現職） 平成14年 4月 亜細亜大学法学部教授 平成14年 8月 特種製紙(株)特別顧問 平成15年 6月 同 取締役、報酬委員会委員長兼 重要財産管理委員会委員長 平成19年 4月 当社取締役（現職） 平成20年 6月 特種製紙(株)取締役 東海パルプ(株)取締役 (重要な兼職の状況) (株)東横イン取締役会会長（社外） 東鉄工業(株)社外監査役 林兼産業(株)社外取締役 セイコーエプソン(株)社外監査役	34,300株

- (注) 1 梅原淳氏は、(株)大文字洋紙店の非常勤取締役を兼務しており、同社は当社の製品の販売代理店として、当社と取引関係があります。
- 2 上記以外の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 3 石川達紘氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は取締役石川達紘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4 石川達紘氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。石川達紘氏は、東京地方検察庁特別捜査部長、名古屋高等検察庁検事長等を歴任され、現在は弁護士としてその豊富な知識・経験を活かして活躍されており、コンプライアンス、コーポレートガバナンスの充実強化に向けて適切なアドバイザーとして社外取締役候補者とするものであります。
- 5 石川達紘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年2ヶ月となります。
- 6 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。当社は石川達紘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され同氏が社外取締役として再任された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役会機能の更なる充実・強化のため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
網野 隆 (昭和23年4月8日生)	昭和47年 4月 ㈱三菱銀行入行 昭和61年10月 同 スイス三菱銀行出向 (副社長) 平成 3年 2月 同 バンクオブカリフォルニア出向 平成 6年 3月 同 国際審査部第一グループ次長 平成 8年 6月 ㈱東京三菱銀行 欧州与信監査室長 平成11年 4月 同 コンプライアンス室長 平成13年 4月 東海パルプ㈱財務部長 平成18年 4月 同 財務部長兼監査室長 平成19年 4月 当社監査室長 東海パルプ㈱監査室長 平成22年 4月 当社監査役事務局 (現職)	7,000株

(注) 候補者網野隆氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	(重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
宮澤均 (昭和21年5月24日生)	昭和45年 4月 ㈱静岡銀行入行 平成 4年 7月 同 藤枝中央支店長 平成 6年 4月 同 日本橋支店長 平成 8年 4月 同 成子支店長 平成10年 6月 東海パルプ㈱常勤監査役 平成19年 4月 当社常勤監査役 東海パルプ㈱監査役	23,000株

(注) 1 候補者宮澤均氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2 補欠監査役候補者宮澤均氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。

3 補欠の社外監査役の選任理由について

宮澤均氏につきましては、同氏が銀行員として培ってきた経験や知識から企業経営の健全性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため業務執行等の適法性について監査していただくために社外監査役候補者とするものであります。

4 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について

宮澤均氏につきましては、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、銀行員として培ってこられた経験と見識に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

5 補欠の監査役との責任限定契約について

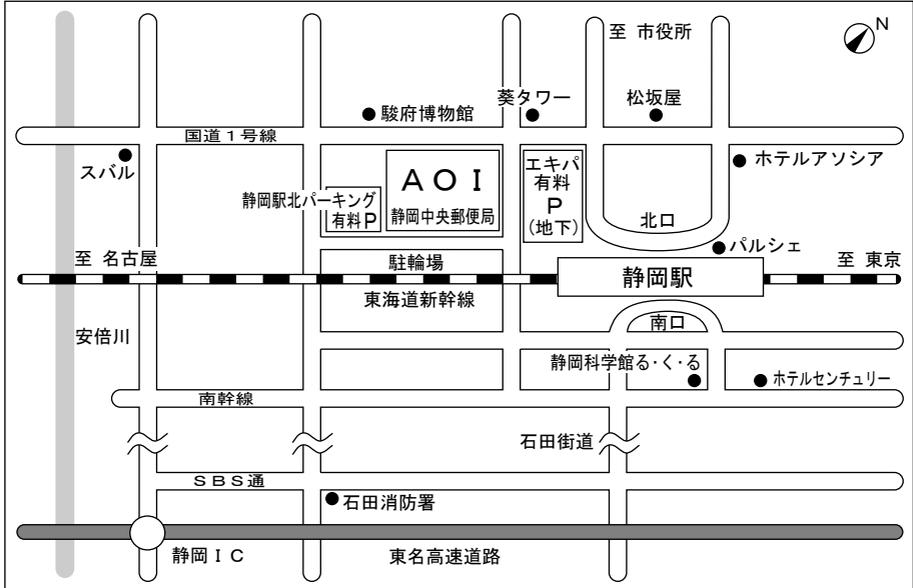
当社は、本議案が承認された後において、宮澤均氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額とします。

以上

定時株主総会会場ご案内図

静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9

静岡音楽館A O I 7階講堂



<交通>

J R 静岡駅北口より徒歩約3分